

介護保険施設等指導監査実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）に基づき、介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防サービス事業所（以下「介護保険施設等」という。）に対して、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して県が行う指導監査を統一的・効果的に行うため、基本的な事項を定め、もって介護給付等対象サービスの質の確保・向上及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施する。

- (1) 厚生労働省の介護保険施設等指導指針及び介護保険施設等監査指針を踏まえ、これまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施すること。
- (2) 事実の認定、適否の判断、意見の表明等に際しては、法その他の関係法令及び通知に基づき、公正不偏かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解のもとに積極的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 形式的・表面的な現象の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適切な是正・改善の方策について具体的に明示し、対象となる介護保険施設等の理解を得ながら運営水準の向上を図ること。
- (4) 安定的・継続的に良質のサービスが提供できるように、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施すること。

第2章 指導

(指導方針)

第3条 指導は、法第24条及び平成18年旧介護保険法第24条の規定に基づき、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、厚生労働省令及び告示等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導重点事項)

第4条 指導監査室は、長寿社会課と協議の上、毎年度、厚生労働省の示す指導重点事項及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、指導重点事項（以下「県の指導重点事項」という。）を定めるものとする。

(指導形態)

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

介護保険施設等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習をする等の方法により行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる介護保険施設等において実地に行う。

(指導対象の選定)

第6条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容に応じ、対象となる介護保険施設等を選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 毎年度、厚生労働省の示す指導重点事項に基づき、対象となる介護保険施設等を選定する。

イ その他、特に実地指導が必要と認められる介護保険施設等を対象に実施する。

(3) 市町との連携

指導に当たっては、市町との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な指導の実施に努める。

(指導の実施機関)

第7条 指導は、別表に掲げる対象介護保険施設等の区分に応じ、同表の実施機関欄に定める機関において実施する。

なお、健康福祉センターが実地指導を実施する介護保険施設等について、必要な場合は長寿社会課が実地指導を共同で実施する。

(指導の実施方法等)

第8条 集団指導における実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により、当該介護保険施設等に通知する。

(2) 実施方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式により行う。

なお、集団指導に欠席した介護保険施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

2 実地指導における実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、実施日の概ね2週間前までに当該介護保険施設等に通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

ア 実地指導の根拠規定

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 準備すべき書類等

(2) 実施方法

実地指導は、県の指導重点事項に留意の上、国が定める実地指導に関するマニュアル等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。

(4) 報告書の提出

介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

(監査への変更)

第9条 実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに第3章に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第3章 監査

(監査方針)

第10条 監査は、法第76条、第76条の2、第77条、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第115条の7、第115条の8及び第115条の9並びに平成18年旧介護保険法第112条、第113条の2及び第114条の規定に基づき、介護保険施設等の介護給付費等対象サービスの内容について、第14条第1項第3号に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象の選定)

第11条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 連合会及び保険者からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項及び平成18年旧介護保険法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条及び第24条並びに平成18年旧介護保険法第24条により指導を行った市町又は県が介護保険施設等について確認した指定基準違反等

(監査の実施機関)

第12条 監査は、別表に掲げる対象介護保険施設等の区分に応じ、同表の実施機関欄に定める機関において実施する。

なお、健康福祉センターが実施する監査について、必要な場合は長寿社会課が共同で実施する。

2 次のいずれかに該当する場合には、指導監査室が、長寿社会課及び健康福祉センターと協議して監査班を編成する。

なお、事前に関係市町と協議を行い、必要と認める場合は関係市町と共同で監査を実施する。

(1) 要確認情報の分析等により、著しい指定基準違反又は不正請求の可能性が高く、行政上の措置が見込まれる場合

(2) 実地指導又は監査において、著しい指定基準違反又は不正請求を確認した場合若しくはその可能性が高く、行政上の措置が見込まれる場合

(監査の実施方法等)

第13条 監査の実施方法等は、次のとおりとする。

(1) 事前通知

監査対象となる介護保険施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該介護保険施設等に通知する。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 準備すべき書類等

ただし、監査の実施上必要がある場合には、事前通知を省略することができる。

(2) 実施方法

監査は、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）により行う。

（監査後の措置）

第14条 監査後の措置は、次のとおりとする。

（1） 監査結果の通知

監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行う。

（2） 報告書の提出

当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求める。

（3） 行政上の措置

指定基準違反等が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行う。

ア 勧告

介護保険施設等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該介護保険施設等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該介護保険施設等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等の内容等が、法第77条第1項各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号及び第115条の9第1項各号並びに平成18年旧介護保険法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該介護保険施設等に係る指定・許可を取り消し、又は期限を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

（4） 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対

して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について当該保険給付に係る保険者に対し、法第22条第3項及び平成18年旧介護保険法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うよう指導する。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該介護保険施設等に対し、原則として、法第22条第3項及び平成18年旧介護保険法第22条第3項の規定により、返還額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導する。

第4章 報告等

(自己点検表の提出)

第15条 毎年度、指定又は許可を受けている介護保険施設等から、別に定める自己点検表の提出を求める。

第5章 雑則

(健康福祉部関係課との連携)

第16条 社会福祉法人等指導監査実施要綱第10条に規定する指導監査連絡会議により健康福祉部関係課との連携を図る。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年6月6日から施行する。

別表(第7条、第12条関係)

指導及び監査の対象介護保険施設等及び実施機関

対象介護保険施設等	実施機関
<p>○介護保険施設</p> <p>○指定居宅サービス事業所のうち通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護事業所</p> <p>○指定介護予防サービス事業所のうち介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所</p>	<p>指導監査室</p>
<p>○指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所のうち上記以外の事業所</p> <p>○指定居宅介護支援事業所</p>	<p>事業所の所在地を管轄する健康福祉センター</p>